

詳しくは、Web で。

山梨 移住支援金

検索



東京圏から山梨県への 移住をご検討中の 皆さま！ 移住支援金制度を ご存じですか？

単身

60万円

世帯

100万円

子育て世帯加算

18歳未満の世帯員
一人につき最大
※100万円

◎移住支援金制度実施市町村：昭和町を除く市町村

◎子育て世帯加算実施市町村：上野原市を除く市町村

※子育て世帯加算の金額については、移住先市町村によって金額が異なる場合があります。

◆市町村毎に独自の年齢要件や金額を定めている場合があります。

◆条件や予算の状況など、必ず事前に転入予定の市町村移住相談窓口にご相談ください。

移住元要件

移住先市町村に5年以上居住する意思のある方で、次の【ア】【イ】のいずれにも該当する方

【ア】 東京 23 区に在住 又は 東京圏（埼玉、千葉、東京都、神奈川）のうちの条件不利地域以外に在住し、東京 23 区へ通勤していたこと。

【イ】 アの期間が、移住する直前の 10 年間のうち通算 5 年以上かつ移住する直前に連続して 1 年以上であること。

※ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。

移住後要件

①から⑤のいずれかの要件を満たすこと

①県マッチングサイトの掲載求人に就職
「山梨県移住支援・就業マッチングサイト」に掲載されている支援金対象求人に応募し、新規就職した場合。

②やまなし地域課題解決型起業支援金の採択
やまなし地域課題解決型起業支援金の交付決定を 1 年以内に受けている場合。

③移住元の仕事をテレワークで継続
企業等からの命令でなく、自分の意志で移住し、移住後も引き続きテレワークにより業務を実施する場合。

④プロフェッショナル人材制度等を活用した就職
内閣府が実施する「プロフェッショナル人材事業」または「先導的マッチング事業」を利用し、人材紹介会社等を介して就職したこと。（対象については就業先の企業にご確認をお願いします。）

⑤移住先市町村や地域の人々との関わりのある方が地域の基幹産業に就業等
移住先市町村や地域の人々との関わりのある方（関係人口）が、地域の基幹産業である農林水産業等に就業するなど、地域の担い手確保に資する場合。（関係人口および地域の担い手確保の要件は市町村が個別に定めています。）

移住・就業等から 1 年以内
に移住先市町村に申請

※一部の市町村では移住・就業から 3 ヶ月経過後に申請を受付しています。

移住先市町村から
移住支援金を支給